

国政選挙（とくに比例選挙）での 選挙権行使における3ヵ月の住所要件

中 村 宏

目次

はじめに

- (1) 現行制度
 - (2) 社会情勢の推移
 - (3) 3ヵ月の定住がなければ正しい投票はできないのか
 - (4) どの時点での登録が必要であり、不正投票の防止には何が必要なのか
 - (5) 参議院の比例代表選挙に3ヵ月の住所要件は必要なのか
 - (6) 衆議院の比例代表選挙に3ヵ月の住所要件は必要なのか
 - (7) 実際上の不都合
 - (8) 衆参の選挙区選挙の場合
 - (9) 名簿は一つでなければならないとされていることとの関連
- おわりに

は じ め に

21世紀に入って、とくにいわゆるリーマンショック以後の、非正規雇用の増大と雇用の不安定化は、社会の在り方を変えようとしている。政治分析の視点も新たなものが求められているように思うのだが、あまりにも問題は大きい。また、一方で、学生たちの関心は一層、ハイポリテックスを離れ身近な問題に向かっている。この小論では、変容していく社会での、水平的社会移動が増加していく社会での、選挙権の問題を

取り上げたい。

現行の公職選挙法（以下、公選法と略記する）の第9条（漢数字はアラビア数字で記している）は、1項で「日本国民で年齢満20年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」と規定し、2項で、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定している。つまり、原則を明示したと思われる第9条では、国政選挙の投票については、3ヵ月の住所要件を課していない。しかし、第21条では、「選挙人名簿の登録は、（中略）引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されている者について行う。」⁽¹⁾としている。したがって、いわば、この手続き的規定のために、この住所要件を満たさない者は、国政選挙の比例代表選挙においてさえも選挙権行使を困難にされている。このことについてどう考えるべきなのか、現行法は現行法として、立法論として考えれば、選挙人名簿（以下、単に名簿と略記する）に、20歳以上の日本国民の中でどのような条件を満たす人を、登録すべきなのか。これが、この小論のテーマである。

なお、この小論では、1950年の公選法制定以前は「住居要件」、それ以後は「住所要件」と記している（これらの用語と同様の意味で居住要件という用語も使われている）。住居と住所は使い分けるべきものであるが、筆者には詳細分らないので、引用中以外は住所としている。

（1）現行制度

名簿に登録された者が、他の市町村に転出し住民票を移すと転出先の

(1) この小論は、中川登志男「公職選挙法における選挙権の住所要件に関する一考察」(『専修法研論集』第37号(2005年9月))に示唆を得て執筆したものである。中川氏は、登録の基算日を、現行の公示あるいは告示の前日から、投票日に変更することによる、住所要件が求める日数の短縮を提唱されている。現行法の改正を要しない現実的な提案である。

国政選挙（とくに比例選挙）での選挙権行使における3ヵ月の住所要件
住民基本台帳（以下、単に台帳と略記する）に載るが、3ヵ月の住所要件を満すまでは、名簿には載らない。⁽²⁾したがって、移転（以下、移転は全て住民票を移す移転をさす）先では、それまで、選挙権を行使できない。ただし、移転元の名簿に「転出」の表示（いわば但し書き）付きで4ヵ月間は名前が残る。この間に選挙があった場合、国政選挙については、投票日に移転元での投票はできる（公選法27条）。移転先でするには、不在者投票の手続きが必要になる。⁽³⁾しかし、実際に投票する人にとっては、投票日に移転元に戻ることは困難な場合が多いであろうし、不在者投票の手続きは、期日前投票の普及により相当に煩瑣に感じられるであろう。⁽⁴⁾

(2) 1969年の公選法改正でこのような規定になった。この改正以前は、「引き続き3ヵ月以上その市町村の区域内に住所を有する者」をその市町村の名簿に登録するとされていた。いわゆる「公選法上の住所」を引き続き3ヵ月以上持つ者を登録していたわけである。それを、1967年の住民基本台帳法の改正を受けて、1969年の改正で、台帳にリンクさせたので、台帳に登録されていることが必要不可欠の条件になった。

(3) 選挙人名簿、住所要件などについての分かりやすい説明として、谷合靖夫『分かりやすい公職選挙法』（ぎょうせい、1995）第1章の第2節「選挙人名簿」、また、選挙制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法』（ぎょうせい、2007）の第1章、第1節「選挙権・被選挙権」と第2節「選挙人名簿」。転出に伴う転出先での不在者投票については、同書のpp.106-7。また、地方自治協会、『情報化の進展に伴う選挙人名簿の在り方に関する調査研究報告』（地方自治協会、1989）。表示を含めて名簿の様式については、公選法施行規則第1条 別記第1号様式、この報告書のp.75に載っている。（同書のp.122によれば、イギリスでの名簿登録の要件は登録日に住所を有することとされていると思われる）。自治省編、『市町村事務提要、選挙管理編』（第一法規出版、1979）の一の二「選挙人名簿への登録手続き」、また、「相談室 選挙権の行使と選挙人名簿について」（『自治大阪』（2009/11）、参照。

(4) 川崎市の選挙管理委員会で実務に携わる方のコメントとして、「転勤、転居等人口移動は相変わらず激しい昨今である。……しかし、その時の（転出元での投票や不在者投票の説明を受けたときの — 引用者）選挙人の心理は、“そんなにややこしいならば、投票するのはやめた”，ときわめ

4 ヶ月を過ぎると、移転元の名簿から名前が抹消される（公選法28条）ので、この4 ヶ月間に、例えば、2 ヶ月、2 ヶ月で、他の市町村への移転を繰り返すと、どこの市町村の名簿にも登録されていない状態になり、そこで3 ヶ月を満たす前に選挙時登録があると、投票できないということになる。3 ヶ月未満での他の市町村への移転を、長期にわたって繰り返していると、その間（数年であれ、数十年であれ）にある選挙では、投票できない⁽⁶⁾ということになる。

て簡単だ。……このようなケースが非常に多いことを放置しておいてよいのだろうか。……(国政選挙以上に市議選や市長選では — 引用者) この住所要件を具備しないために選挙権が行使できない。この種の人たちが非常に多いのには驚くばかりであり、その実務に携わっている者としてとても気になる。私たち選挙関係者は（中略）この住所要件を短縮して政治に参加したいという選挙人の気持ちを摘み取ることのないような環境をつくるべきである。」選挙管理研究会、『投・開票ノート：統一地方選挙のための』（地方財務協会、2007）pp. 256-7.

なお、移転先が同じ都道府県内の市町村であれば、国政選挙と同様のやり方であれば、都道府県の選挙でも投票が可能である。市町村の選挙であれば投票できない。ただし、この小論は、国政選挙に限っての考察なので必要最小限で地方選挙に言及する。

- (5) 選挙権の法的性格については憲法学で学説の分かれるところであるが、選挙時登録あるいは補正登録によって名簿に登録されることによって（厳密に言えば、あるいは、名簿に登録されるべき旨の決定書あるいは確定判決を得ることによって）、初めて投票できる。登録要件という一見技術的で些末に見えるものによって選挙権は制限されているわけである。
- (6) 国政選挙の選挙時登録の基準日の時点で、全国の市町村の台帳に登録されている者の総数と名簿に登録されている者の総数を基本に、公選法11条等で選挙権を有しない者で台帳に登録ある者となない者のそれぞれの総数、名簿に転出の表示付きで登録されている者の総数、こうした数字から、3 ヶ月の住所要件のために、その国政選挙で投票権を行使できない者の総数、移転元か不在者投票でしかできない者の総数、こうした総数のそれぞれの概数は知ることにはできると思う。国として調査してもらえないものかと思う。その数が数十万人でも問題であるが、数百万人と言うことになれば放置はできないだろう。

（2）社会状況の推移

1890年に初めて選挙が行なわれた当時、住居要件は1年であった⁽⁷⁾。現行のような普通選挙制度であれば選挙権者となりえた20歳以上の者の多くは、農村に定住している者であり、この住居要件によって選挙権を行使できなくなる者は少数であったかと思われる。しかし、この1年の住居要件は、安定した住所（住居）を持たぬ（持てぬ）都市部の雇用の不安定な者や鉱山・季節労働者などを排除したであろう。ただし、この問題が顕在化したのは、1925年の男子普通選挙制度導入以後であった（住居要件は、1919年に6ヵ月に短縮されたが、1925年に再び1年とされた⁽⁸⁾）。

敗戦直後の1945年9月の「衆議院議員選挙法第12条ノ特例ニ関スル勅令」は、1945年12月20日から1年の間に行なわれる総選挙については、名簿調整の6ヵ月の住居要件（1934年の衆議院議員選挙法改正で再び6ヵ月に短縮されていた）を外し、単にいずれかの市町村に住居を有すれば足りるものとした⁽⁹⁾。その後も、海外からの引揚者などについて、6ヵ

(7) 選挙制度史として 柚正夫『日本選挙制度史』（九州大学出版会、1986）がある。戦前の住居要件の変遷について簡単ではあるが記述がある。戦前は、「〔衆議院議員選挙の — 引用者）選挙人名簿調製期日前満1年以上当該府県（市町村ではなく — 引用者）内に本籍を定め、住所し、なお引き続き住居を有する者」とされていた（同書、p. 15.）。

(8) 1925年のいわゆる普通選挙法の、この住居要件について、柚は、以下のように述べている。「毎年9月15日（名簿の調製期日 — 引用者）以前引き続き一年以上というのは長きに失する。これは①官公吏のサービス精神の欠如、②できるだけ（選挙権を — 引用者）制限しようという意図が生かされたもの。しかも、一年以上の定住ということは、ある種の鉱山・工場労働者、季節労働者から選挙権を奪うことになるであろう。」（柚、前掲書、p. 89.）

(9) 衆議院議員選挙法（大正14年5月5日）第12条「市町村長は毎年9月15日の現在により其の日まで引続6箇月以上其の市町村に住居を有する者の選挙資格を調査し10月31日迄に選挙人名簿を調製すべし」（アラビア数字、平仮名表記に修正、同法の全文が小松浩【解説・訳】『日本占領史10

月の住所要件を課さず単に市町村に住所を有すればよいとする特例措置が⁽¹⁰⁾続けられた。社会状況次第では、一定期間の定住を求める住所要件は撤廃すべきことを示したこうした措置は、現在（及び将来の）社会情勢に照らし合わせて注目すべきものであろう（1950年の公選法で、住所要件は、現行の3ヵ月となった）。

21世紀に入って、非正規雇用の増大とともに雇用は不安定となり、また正規雇用されている者も、住所は不安定化した多様多元化しており、また今後一層そうなるものと思われる。3ヵ月の住所要件は、少なからぬ人々の選挙権行使を困難にしあるいはその機会を奪っており、今後、その人数は一層増えていくのではないかと危惧される。住所の変更は、本人の自由意思によるものでありその結果としての選挙権行使の機会の喪失はいわば「自己責任」である、というようにはいえないであろう。

定時登録を1回から2回に、さらに1968年の公選法改正で4回（3月、6月、9月、12月）に増やし、加えて選挙時登録をするという努力が行

選挙制度の改革』の付録2に収録されている)。この第12条ノ特例ニ関スル緊急勅令537号)について、柚, 前掲書, p. 203に記述がある。翌昭和21年9月に衆議院議員選挙人名簿の臨時特例に関する法律で6ヵ月の住所要件が復活した。

(10) 敗戦直後の特例措置については、二井関成『選挙制度の沿革』（現代地方自治全集9）（ぎょうせい、1978）第5章。同書の184頁によれば、昭和22年の法改正に際して、提案者は国会で、一定の住居を有しない者などへの特例措置について「一定の住居を有しない者は（中略）むしろ社会的な原因にもとづくものが多いのでありまして、（中略）戦災、引揚げなどの不可抗力によりましてこのような地位に置かれている者の数は少なくないと思像せられますので、これらの者に対しても選挙権を賦与し、その意思と主張を表明させる機会を与えることを適当と認めまして」と趣旨説明をしている。現下の社会状況でも同様に住所要件の緩和が求められているのではないだろうか。なお、この名簿の臨時特例に関する法律について、同書, p. 179。またこれらの特例措置について、前出、『情報化の進展に伴う選挙人名簿制度の在り方に関する調査研究報告』, pp. 2-22 参照。

国政選挙（とくに比例選挙）での選挙権行使における3ヵ月の住所要件政側でも積み重ねられてきている。しかし、選挙民の流動性の増大はそれを上回るものがあると思われ、選挙事務の煩瑣を避けることも重要であるが、なおいっそうの努力がはられないものかと思う。⁽¹¹⁾

（3）3ヵ月の定住がなければ正しい投票はできないのか

3ヵ月の住所要件が課されている根拠の一つは、当該選挙区についての選挙情報（どの候補者ないし政党に投票すべきかを判断するための情報）を知っている必要があるといった考慮からであろうか。しかし、制度上は、国会議員は、選挙区代表ではなく、国民全体の代表である。地方議会議員と違って、国会議員選挙への立候補には、住所要件はない。⁽¹²⁾日本国籍があれば海外在住でさえ立候補できる。立候補者には、当該選挙区について熟知していることは求められていないのである（付言すれば、首長についてさえ立候補には、住所要件はない）。かつ、公選法上、事前運動は禁止されているのであるから、投票する者に、法律上、候補者の政見などについて熟知するために必要とされている期間は、選挙運動期間、すなわち、公示ないし告示の日（公選法上、選挙の種類によって公示と告示が使い分けられているが、この小論では、以下、便宜上、両者を含めて、公示と記す）から投票日の前日と解すべきであろう。ただし、期日前投票の運用の実態からすれば、そのような熟知期間は必要

(11) 管見するかぎり、選挙制度に関する研究文献の中で住所要件に多くのスペースを割いているものはない。むしろ実務に携わる方達が関心を持たれているように思う。

(12) 1889年の衆議院議員選挙法では、被選挙人の資格の中に、住居要件は設けられなかった（本籍の要件も設けられなかった）。但し、「当該府県内において直接国税（地租及び所得税）15円以上を納めている者」という要件があった。1900年の改正で、選挙権は1年以上同一選挙区内に住居を有する者と変更され、被選挙権については、納税要件が撤廃され「帝国臣民で満30歳以上の者」とされた。選挙権については、現行法のような同一市町村ではなく、同一選挙区であり、被選挙権については25年早く納税要件が外されている。

とされていないとも解し得る。実情としては、選挙運動期間以前から、その居住地にあまり関わりなく、メディア（ネットを含めての）によって選挙情報が提供されている。したがって、この選挙情報の点からは、国政選挙については、3カ月の住所要件はさして必要ではなく、この要件のために多くの人の選挙権行使を困難にしあるいはその機会を奪うことを正当化するに足るほどのものではないであろう（地方選挙については別であろうし、この小論は国政選挙に限っての提言である）。

（４）どの時点での登録が必要であり、不正投票の防止には何が必要なのか

選挙時登録の基準日は、法令上の明確な規定はないが、実務上、公示の前日とされている。この一つの合理性は、現行制度では、期日前投票が公示の翌日から行なわれることにある。投票日を基準日とすると、3カ月の住所要件を満たさないうちに期日前投票ができるのかという問題が生ずる（年齢要件を満たさない者と同様に、住所要件を満たすまでは不在者投票で対応し、満たした後にのみ出来るようにすることも可能であろうが、実際問題として煩瑣であろう、注13を参照されたい）。以下、現行通り、選挙時登録の基準日は公示の前日として、考えていきたい。⁽¹³⁾

住民票の架空の移転による不正な選挙工作（以下、単に選挙工作と略記する）の防止は重要な課題である。3カ月の住所要件は一つの有効な防止策である。しかし、その防止の必要度は、選挙の種類で、比例選挙と参議院の都道府県ごとの選挙区選挙や衆議院の小選挙区選挙（以下、両者を併せて衆参の選挙区選挙と記す）で、異なってくるのではないだ

(13) 年齢要件については、基準日を投票日としている。つまり投票日に20歳になる者も投票できる。ただし、投票日に20歳になる者は期日前投票ができず、不在者投票の手続きをとらねばならない。詳細は、安田充、荒川敦、『公職選挙法 上』（ぎょうせい、2009）p. 75。および、選挙制度研究会、『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法』（ぎょうせい、2007）p. 101。

国政選挙（とくに比例選挙）での選挙権行使における3ヵ月の住所要件
ろうか。

（5）参議院の比例代表選挙に3ヵ月の住所要件は必要なのか

参議院の比例代表選挙であれば、全国一区なのであるから、同一市町村に引き続き何日以上という期間の要件は、本来、不必要であろう。選挙時登録時（つまり基準日）に台帳に登録されている者を、その居住期間にかかわらず、総べて、選挙人名簿にのせればよいのではないだろうか。

現行制度でも、選挙の期間中は、「登録の移替えは延期できる」とされており、同一市町村内で移転することに伴う二重投票は防止されている⁽¹⁴⁾。1日でも台帳に登録されていると名簿に登録されることからくる二重投票の危険があるいは皆無とは言えないかもしれないが。その恐れは、この「登録の移替え延期」の仕組みで防止できるだろう。

参議院の比例代表選挙については、選挙情報は、国内は無論、在外選挙制度の趣旨からして国外に居る者にも届くということで現行制度は運用されているのであるから定住の必要はないであろうし、また、全国一区であるから選挙工作の可能性もない。

現行制度でも、政令指定市の市議の選挙は、区ごとに行なわれている⁽¹⁵⁾が、区をまたがって移転しても通算3ヵ月を越えていれば投票できる

(14) 名簿は投票区ごとに調整される（作られる）ので、移替えが必要になる（公職選挙法施行令17条）この移替えの延期は、公示の前からできるものとされている。任期満了選挙にあつては、任期の終わる日の前60日から投票日まで、それ以外の選挙では、選挙を行うべき事由が生じた日から投票日までである（公選法施行令17条）。安田充、荒川敦、前掲書の p. 177 にこの移替え及びその中止（延期）についての説明がある。

(15) 東京都議選では、かつて、東京23区での特例として、23区内での移転については通算3ヵ月で良いとされていた（安田充、荒川敦、前掲書 pp. 79-80）。ために選挙工作もあつてこの特例が廃止されたことについては、併せて、小界始「選挙人名簿のこと（一）」『選挙時報』（2008/10）p. 36。なお、選挙期間内に転出すると転入先では投票できないが、この点は、現

(選挙工作の可能性はあるだろう)。この理屈で行けば、日本国内で移転しても通算3ヵ月を越えていれば、当然、参議院の比例代表選挙で投票できてよいということになる(さらにはこの理屈で行けば、参議院の都道府県選挙区でも衆議院の小選挙区でも、同一選挙区内なら通算3ヵ月、さらに国の選挙なのであるから国内通算3ヵ月、こうした通算で良いということにならないだろうか)。

ただ、国内各地と国外各国の移転を繰り返すというような可能性を考えれば、通算3ヵ月以上とするより、基準日に台帳に登録されている者とするほうが良いように思う。

(6) 衆議院の比例選挙に3ヵ月の住所要件は必要か

結論的には、衆議院の比例代表選挙についても基準日に台帳に登録されている者を、その居住の期間にかかわらず、すべて、名簿に登録すればよいのではないだろうか。選挙情報については、拘束名簿式の政党のみに対する投票であるのだから、各比例ブロック内での定住という要件は不要であろう。(現行法は、ブロック内での移動でも選挙権行使を困難にしあるいはその機会を奪っている。また、小選挙区候補者の敗者復活という制度を理由に、3ヵ月の必要性を主張するのであれば、理由としては極めて薄弱であろう)。

全国一区の参議院の比例選挙と違って、選挙工作の可能性がまったくないとは言い切れないが、あまり現実性のないこの選挙工作の防止を理由に、3ヵ月の住所要件を設けておくのはどうなのであろうか。

行制度でも同じで、転出するときは期日前投票を済ませてからということになる。なお、住民票をそのままにして、事実上移転した者が、移転元で投票日に投票した場合、法的には、その投票は無効であろう。阿部照哉「市町村長及び議会議員選挙において選挙当日当該市町村内に住所を有しない者(台帳に登録があり名簿に登録されてはいるが転出により住所を有しなくなった者 — 引用者)のした投票の効力」(『民商法雑誌』, 1956/7)

国政選挙（とくに比例選挙）での選挙権行使における3ヵ月の住所要件

憲法改正の国民投票については、現行法も、登録基準日（国民投票の50日前）において台帳に記録されている者を投票人名簿に登録するとしている（国民投票法22条）。衆参の比例選挙をこれにならって改めることに特段の不都合はないと思われるが。

衆参の比例選挙で3ヵ月の住所要件を廃止した場合、転入先で3ヵ月の住所要件を満たしていない場合は、現行のように転入元の名簿に表示付きで名前が残り、4ヵ月間は、地方選挙の一部（前述）と衆参の選挙区選挙で投票が出来るということになる。

このような制度を採ると、公選法上の住所が二つあるという形になる。しかし、住所が一つとされてきたのは、同一の選挙では住所は一つとし二重投票を防止するためであると考えれば、公選法の改正を前提とすれば問題は生じないようにも思うのだがどうであろうか。現行法でも、憲法改正の国民投票と総選挙が同日に行われるとき、国民投票は投票日の50日前の住所でなされるが、その10日前にその現住所へ転入してきて移転元（前住所）で3ヵ月の住所要件を満たしていたような場合、総選挙の投票は前住所でということになる。比例選挙と選挙区選挙は一体の選挙であるからという異論はあろうが、現行制度は二票制を採っており別個の選挙が同時に行われていると考えることもできる。

最高裁判所の裁判官の国民審査についても、本来、3ヵ月の住所要件を必要とするようなものではないから、衆参の比例選挙で選挙権のある者に投票を認めるべきであろう。⁽¹⁶⁾

(16) 現行の最高裁判所裁判官国民審査法では、衆議院議員の選挙権を有する者が、総選挙の時に、審査権を行使できるとしている（同法、第2章、第4条）。したがって、3ヵ月の住所要件を満たす者のみが投票できる。しかし、本来、この国民審査に3ヵ月の住所要件があるものなのであろうか。

また、裁判員についても、「裁判員は衆議院議員の選挙権を有する者から（中略）選任する」（裁判員法13条）とされており、裁判員になるには3ヵ月の住所要件があることになっている。検察審査会の審査員について

(7) 実際上の不都合

このような制度をとると、比例選挙は移転先で、参議院の都道府県選挙あるいは衆議院の小選挙区選挙（衆参の選挙区選挙）は移転元であるかあるいは移転先で不在者投票、という不便を有権者に強いることになる（移転先で、比例選挙の期日前投票と選挙区選挙の不在者投票を同日にすることが可能であろう）。それでも、比例選挙だけでも移転先で投票できてよいという有権者もいるであろう。さらに、現行制度ではどの選挙にも投票できない短期間（3ヵ月未満）で移転を繰り返す人たちにも、偶々、選挙の時期に短期間の移転が続いた人たちにも、比例選挙だけは投票してもら⁽¹⁷⁾うことができる。

(8) 衆参の選挙区選挙の場合

選挙情報の点からは、3ヵ月の住所要件はあまり必要とは思われない。しかし、選挙工作の防止の点からは、現行制度の下で、単に、選挙時登録の時点（つまり、公示の前日）に台帳に登録されていることを以て足りるとすることには問題がある。

一般論として言えば、いわゆる小さい選挙（典型的には町村議選挙）ほど選挙工作の防止が重要となり、大きい選挙（典型的には、参議院の都道府県選挙）ではその必要性は低くなる⁽¹⁸⁾。この点から言えば、参議院

も同様に、名簿に登録された者の中から選定されている（検察審査会法第10条）。

- (17) このような制度を採ると、同一人物が、移転先で国政の比例選挙でのみ投票可能な者として表示付きで名簿に登録され、移転元では転出の表示付きで（選挙区選挙で投票できる者として）名簿に登録される場合が生じる。二重登録的な（あくまで単一的な）状態に見える。しかし、現行制度でも、移転元の名簿に表示付きで4ヵ月名前が残り、移転先で3ヵ月たつことで名前が登録されて、二重登録の状態が生ずることがある（この場合、法的には、投票できるのは移転先のみである）。
- (18) 架空転入は単に選挙違反事件となるにとどまらず、当選訴訟や選挙訴

国政選挙（とくに比例選挙）での選挙権行使における3ヵ月の住所要件の都道府県選挙区選挙では1ヵ月、衆議院の小選挙区では2ヵ月とか、あるいは共通に50日といったことが一応検討の対象となろう。

（9）名簿は一つでなければならないとされていることとの関連

現行制度では、名簿は、国政選挙と地方選挙で共通の名簿として用いられるものとされている（公選法19条）。ただし、現行制度でも、このノートの（1）「現行制度」で述べたように、転出者について表示をする（但し書きを付ける）ということが行なわれ、国政選挙でのみ当該（移転元）市町村で投票できる者がいる。したがって、比例選挙でのみ投票できる者を表示で示すことが可能であろう。

ただし、戦前（昭和18年まで）は、衆議院選挙の名簿と地方選挙の名簿は別々に作られており日中戦争開始後はさらに召集解除者のための臨時選挙人名簿があった。戦後も、以前は、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿が別々にあった。比例選挙でのみ投票できる名簿を別個に作ることも、法改正すれば可能であろう。⁽¹⁹⁾

訟となり、選挙のやりなおしという重大な事態にもなりうる。大きな選挙では通常、個別の選挙違反事件にとどまるであろうから、それを理由に住所要件を厳しくすることには問題があろう。小さい選挙については3ヵ月の住所要件は止むを得ないものと思われる。市長村議選挙での選挙工作の例として、多くの判例があるだろうが、文字通り管見したところで、前掲小界論文の（三）『選挙時報』（2008/12）p. 48. 町村議選での架空転入に関する判例（最高裁の昭和60年1月22日小法廷など）解説として、濱野惺氏の判例批評『法曹時報』（1986/04）pp. 163-177.

(19) かつてあった船員基本選挙人名簿は、国政選挙のためのみの名簿であった。柚，前掲書，p. 281 参照。現行の在外選挙人名簿もそうである。なお、在外投票も又、「領事館の管轄区域内に引き続き3ヵ月以上住所を有する者」（公選法第30条の4）としており、区域内での通算3ヵ月を要件としている。国内の要件に合わせたものであろうが、どれだけの合理性があるのだろうか。前出の『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法』の第1章第3節「在外選挙人名簿」に解説がある。

お わ り に

参議院の比例代表選挙と衆議院の比例選挙については、3ヵ月の住所要件を外し、選挙時登録時（つまり公示の前日）に台帳に登録されている者を、その居住期間にかかわらず、すべて、名簿に登録する方向で、現行法を改めることを検討してみてもはどうであろうか（在外選挙制度も当初は比例代表選挙のみで出発している）。

参議院の都道府県選挙区と衆議院の小選挙区については、選挙工作の防止の技術的検討と、3ヵ月の期間の短縮を検討してみてもどうであろうか。登録に必要な定住の期間は、1889年から1950年までの60年ほどの間に、社会情勢の変化を反映して、1年から、一時期の廃止や特例措置を挿んで、3ヵ月に短縮された。3ヵ月になってから既に60年が経過している。現在及び将来予想される社会の変化を考えれば短縮の方向で検討されてしかるべき時期に来ているのではないだろうか。

このような問題は、法改正によって現実に解決されて初めて解決されるものであるから、この小論が、そのような法改正に必要な多くの一石のなかのささやかな一片になれば幸いである。

（付）残された問題

そもそも台帳に登録されていない人は選挙権を行使できない。日本国内で生活している日本国民がである。こうした人たちが近年増える傾向にありこれからも増えていくことが予想される⁽²⁰⁾。憲法上の問題でもある⁽²¹⁾。

(20) いわゆるホームレスの人たちの住所問題としては、生活保護、就職と
いったり切実な問題に関しての論考は多くあるが、選挙権の関連で論じ
たものとして、笹沼弘志「住居喪失と選挙権」『賃金と社会保障』（2008/
12月下旬号）、同、「住所と市民権」『賃金と社会保障』（2007/8月下旬号）。

(21) アメリカでの住所要件の合憲性を論じたものとして、釜田泰介、「「定
期間居住要件」と平等保護（一）」その資料②（pp. 120-134.）Dunn v.
Blumstein, 405 US 330 (1972). 『同志社法学』（1977/07）また、併せて、

国政選挙（とくに比例選挙）での選挙権行使における3ヵ月の住所要件
参議院の比例代表選挙で3ヵ月の住所要件を課していることには、憲法
上の問題があるかもしれない（いわゆる住所を持たない人たちも、基準
日に台帳に登録されていれば名簿に登録されるという制度の下であれば、
比例選挙では投票できるようになる可能性が高まるだろう）。

名簿に登録されるには単に台帳に登録されているだけでは不十分であ
りそこに実際に引き続き3ヵ月以上住所があることが条件とされうる。
近年、生活形態は多様化複雑化し、「引き続き3ヵ月」という条件が実
際にクリアされているかどうか問題になりうるケースが多いであろうし、
今後、この傾向は一層強まって行くだろう。⁽²²⁾選挙権行使の機会を保障し
ようとすれば、「引き続き3ヵ月」という条件は形骸化させていかざる

久保田きぬ子「投票権に関する居住要件を違憲とした事例」『アメリカ法』
（日米法学会）（1974/06）。この二つの論考は、テネシー州が、1970年8月
のプライマリー及び11月の中間選挙での選挙権行使の要件として、州に1
年以上、カウンティに3ヵ月（90日）以上の住所要件を課したことを憲法
違反とした判例を紹介している。

(22) 最高裁は1983年に以下のように述べている（同年12月1日小法廷）。
「転入の届出でをして引き続き3箇月以上当該市町村の住民基本台帳に記
録されている者であっても、現実に当該市町村の区域内に住所を移して引
き続き3箇月以上右区域内に住所を有していないときは、当該市町村の選
挙人名簿の被登録資格を取得しない。」泉徳治「最高裁判所判例解説」
（『法曹時報』1986/3）pp. 132-8.

この引き続き3ヵ月以上同一市町村内に住所を有している者という条件
を厳格に適用していくとどのような状況になっていくのであろうか（厳格
には適用されないとすれば、それは、その条件が現実と乖離しているから
ではないだろうか）。

台帳に登録されているだけでは名簿に登録する十分条件にはならないこ
とで、話題を呼んだ、当時の長野県知事・田中康夫の事件はよく知られて
いる。例えば、時事通信社・橋本一哉「選挙人登録訴訟で敗訴確定——田
中長野県知事」（『地方行政』2005/1/6）。（フーテンの寅さんが、ふらりと
柴又に帰ったら選挙していた、さて投票できるかという話はよく聞か
ず、住民票がある限り、異議申し出をする人もないだろうが、区議選に立候補
すると言い出せば、たちまち住所要件を満たしていないという異議が出て
裁判での決着と言うことになるかもしれない。）

をえないであろう⁽²³⁾。

追記 この拙論を作成中の3月11日、東日本大震災に見舞われた。この非常時にこの小論で取り上げている問題自体は焦眉の課題ではない。しかし、この大惨事によってとりわけ東北関東では人の移動は激しくなるであろうし、厳格に法的に言えばおそらく「引き続き3ヵ月」の住所要件を満たせない人々が多数にのぼり、自治体の存立の基盤が揺らぐ事態もあろう。住所要件をどう考えるのかは、このたびの巨大災害によって、むしろ緊要の問題の一つとなったのではないかと思う。

(23) 半世紀以上前の昭和20年代に、親元を離れて寮や下宿などで生活する学生の「公選法上の住所」がどこにあるかが裁判で争われたが、その判例批評の中に以下のような記述がある。

「近時における生活自体の複雑多様化と交通機関の発達により、特定の土地における人間の定着を絶対不動のものとするのは、現代ではもはや一つの空想にしかすぎない」（中川高男「学生選挙権と住所」(『ジュリスト』1967/11/25)。さらに半世紀近くを経て、「現代ではもはや一つの空想にしかすぎない」をどう表現し直せばよいのであろうか。なお、この学生選挙権と住所の問題については、小林三衛「住所の概念(一)(二)——学生選挙権問題をとおして——」(『茨城大学文理学部紀要(社会科学)』8号, 9号, 1955)など多くの論考がある。

本来、この小論を書くにあたって参照すべき論考は他にも多くあるであろうが、とりあえず見ることができたものをここまでの注に掲げた。細部については法律の専門家ではないので誤りもあろうかと危惧する。しかし、問題提議をすることに意味があろうと考え、敢えて拙速に公表することにした。